

シベリヤ商業銀行 110,000
合同銀行 110,000

露佛銀行 10,000
リオンクレデット・ロシヤ支店 三、七五〇

キエフ商業銀行 五、〇〇〇
ロストフドン商業銀行 五、〇〇〇

ロツツ商業銀行 五、〇〇〇
計 1110、九八八

計

△ドイツ資本關係

セントペルスブルグ・インターナショナル銀行 四八、〇〇〇

ロシヤ貿易銀行 五〇、〇〇〇

セントペルスブルグ割引貸付銀行 一〇、〇〇〇

リガ商業銀行 一〇、〇〇〇

ベルソヴィイ商業銀行 一〇、〇〇〇

ロツツ取引銀行 一〇、〇〇〇

計 158、000

△イギリス資本關係

ロシヤ商工銀行 三五、〇〇〇

露英銀行 一〇、〇〇〇

計 四五、〇〇〇
(未記)

『反ホックズ論』(邦譯) ——序文及び第一章——

加藤正男

譯者はしがわ

I、本稿の目的は、フォイエルバッハ(Paul Johann Anselm Feuerbach)の著書『反ホックズ、又は最高權力の限界と支配者と繋かる市民の強制[抑制]權とにして』(Anti-Hobbes oder über die Grenzen der höchsten Gewalt und das Zwangsrecht der Bürger gegen den Oberherrn) の序文及び第一章を譯出するにとにある。

著者フォイエルバッハ(一七七五—一八三一年)は、刑法學者として有名であるが、民法や法哲學、國家論等の著作をしたこともある——本書『反ホックズ論』は、正に後者の一種——そうとうはばの廣く法學者であつた。また本書(出版は一七九八年。序文の書かれたのは一七九七年八月二日、Jena)は、かのボップの批判を通して、基本的人權を研究したものである。〔〕ハイエルベックについては、瀧川教授の多數の研究、Radbruch „P. J. A. Feuerbach.“等参照。

II、本書においてフォイエルペッハは、ホップズを絶對專制主義者と解釋している。しかし十九世紀の中頃以來、ホップズの立場が必しも絶對主義ではないとする見解も、そうとう有力である。

ちなみに本書の取扱うテーマたる基本的人權は、民法學徒によつても十分に考察されねばならないことを一言しておく。

(1) ホップズに關しては、例えば、重松教授『ホップズ』Tennies, "Thomas Hobbes" 等參照。

(1) やのうな性質のものとしては、現在のところ、我妻教授『新憲法と基本的人權』、末川博士「基本的人權と民法」季刊法律學一號、等參照。

III、譯文中、原著者の註はアラビア數字として、また譯者の註は漢數字として附する。

なお本譯文については、諸先學のご教示をたまわつた。そのほか特に瀧川助教授は、入手困難な原著について便宜を計つて下さつた。厚く感謝の意を表する。

序 文

本書は一般國家法に關する最も重要な、しかしあつち論また最も困難な問題を解明しようとするものである。本書は全領域にわたつてこれを解答し、かくて著者の力が許す限り、この非常に有益にして成績ある學問に對し、重要でなくはない要求を滿

足させるべきである。——實は既に最近出版された「反マキアベリ論 (Antimachiavel)⁽¹⁾」がこの仕事を企ててゐる——たゞん自然法の全共鳴者は、この研究の困難なことを同時に知つてゐるであつて、その書もつを感謝なしには片づけてしまわないであろう。けれどそれもまだまですべてを論じ盡したとはいえないのであつて、非常に多くのいぐくして論ずべきことを後輩に残している、と私は確信するのである。そこで(1)本書は「一般に支配者は強制されうるか又は強制されえないか」というよくな初步的な問題を解明するよりも、むしろ「支配者は強制されうるか」という事態を擧げようと思う。肯定的又は否定的な答えに安住することは、すべて根據がなく薄弱なのであるが、しかしわれわれがそうした危險に陥ることを望まない場合には、疑いもなくこの問題は最大の注意をはらう價値があるであるう。(2)臣民 (Unterthan) に違背權と反抗權とを與うべき事態そのものを擧げるといふことが、この問題においてわれわれの學問にとって唯一の效果的な方法である、とは私には思えない。この方法は、少くとも私の考えによれば、臣民の強制權の特別な権原 (Berechtigungsgründe) を市民的基本契約の内容から引き出す、といふことにはかならない。そして反マキアベリ論はこの方法を全くやつていなか、又は少しもれてゐるだけか、どちらかである。——

譯 註

(1) H. Jacob, "Antimachiavel, oder über die Grenzen des

bürgerlichen Gehorsams“ 1794 もやかと題むる。Vgl. Feuerbach, Anti-Hobbes, S. 84, R. v. Mohl, Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften I (1858) S. 333. たゞキヘツ批判史論としは、例えは Mohl,

a. a. O. S. 521 ff.

(11) これがフォイエルベックの本書における結論である。

おもふく人は、私が必ずしもそれをやつていないと、若干の對象に少しきれだだけ、他のことに長く止まりあめてくるとか、じつて非難するであろう。それにもかかわらず私は辯明しうるいふを信じてゐる。おもむる學問におけるように、自然法においても、はつきりした主張があり、それは既に十分なまづ誰じらが證明されてゐるのである。しかるに之は一般にただ一つの要求があるのみである。それが私の對象に關係する場合、「これが全く不間にやかわぬ題うなれば」このことはただ關聯や完全さをのみならず、私が主張し又は主張しなかつたことによる他人の完全な見解をも、傷つけたであろう。完全にそれを證明し全頁にわたって論じようと思うならば、私は既にいい古われたことを繰返して讀者に迷惑をかけねばならないであろう。だからそれについて（例えば第五章におけるように）證明し且つ意見を述べるのほかには、私には何も残つてないのである。だからそれについて（例えは第五章におけるように）證明し且つ意見を述べるのほかには、私には何も残つてないのである。——これに反して他の主張がある。すなわち特に法律家の側からの、それに對して私は書いてゐるのであるが、

全く誤認され又は誤解されている主張、矛盾せるもの無意味なものとして彼らから否定され嘲笑されてゐる主張、がこれである。私は、自分が一面性的の非難を、又本書が粗雑の非難をうけたくなつたから、ヨリ深く入り、對象を種々の顧慮において考察せねばならなかつた。

譯 註

(1) そこでフォイエルベックは、他の章において、多くの自然法學者とその諸著作とを引用する。

(11) 第五章「幸福 (Glückseligkeit) の壓迫及び減少は何ら反抗權 (Recht zur Widersetzung) を與へな」どおむる、フォイエルベックの引用は、他の章におけると異り、非常に少く。やなわが Platon [B. C. 427-347], Kriton; Kant, über den Gemeinspruch [1793] 等にすぎない。

(1)

以上のほかに私は、惡意と危險な見解とを自由に表現したために、人から非難をうけるようなことがあつても、そのようなことは意にかいわぬ。私の唯一の意圖は、愛する學問の一つを講じ、ヨリ廣くこれを形成するために、短かくも無意味な小論を寄與することにある。私はただ學徒としてもろもろの學徒に、學問の友として學問の他の友達に語り、これらによつて自分の見解に對する忠告、訂正及び擴大を期待するのみである。

性を主張する」とがでると信じ、本書にはわざと外部的な形式を與えた。その上に「もつて本書は、恐らく人々の間にまぎれこみ、危險よばわりされ、また永久に援助されないであろう。——けれどもついには人は、眞理が國家にとつて決して危險なものではなく、又いかなる權力によつても彈壓されえない」と、うことを洞察するに至るであろう。タキツス (*Tacitus*) さう。⁽¹⁾ 「現在の權勢によつて次の時代の記憶をもなくしうると信ずる

〔そんな〕人々の愚かさを嘲笑しだくなる。なぜなら才能ある人々を罰すればがえつて彼らの權威は増大し、また外國の王達、あるいは王達と同じく殘忍なことをする人々は、自分には惡名をして彼らには名譽を與えるにすまないからである。」——それらはすぐて世間のよき面につじてのことである。有給の密告者は絶対に誠實な人といふ言葉には價しないのである。

譯 誌

(1)この間に原著者は本書『反ホッブズ論』の表現のスタイルについて論じてゐるが、その譯出を省略する。

(1) ハオイエルベッハの、一七九七年七月二十七日の日記には、次の言葉がある。(瀧川教授「ハオイエルベッハとその時代」法と經濟 II 卷 II 號 1-811 頁— Anselm Ritter von Feuerbachs Leben und Wirken veröffentlicht von seinem Sohne Ludwig Feuerbach, 1852, I s. 38f.)

「私の『反ホッブズ論』と『反ホッブズ』はたゞ、最高

權力の限界と支配者に對する市民の強制權について』といふ標題をつけた。この標題は私並に私の書物への注意を喚起するであらう。人々は私の書物を讀んで褒めるであらう。——私はこのために非常な危險に遭遇するであらう。政治的糾弾が爪牙を延ばして來るに相違ない。併し私は斷乎として反抗する。勇氣だ、フオイエルベッハよ、勇氣だ！ 豪勇だ！ ……

(III) Tacitus (um55-um120), Annales ([ロード編年史] IV 35 私がなぜ本書を反マキアベリ論としないで、反ホッブズ論としたかと云ふのは、有識の讀者には自ら明かとなるであろう。

マキアベリ (*Machiavelli*) は、無條件な服従に對して又最高權力の法的限界について語る場合には、決してわれわれの相手ではない。彼は政治家であつて法律家ではなく、彼のどの著作においてもわれわれの研究の基礎になるような問題をもつていないので、それはたゞ遠くから論及されてゐるにすぎない。彼の君主論 (*Princeps*) は何ら法的對象をもたないで、「專制君主は效果的だらうとする場合には、いかに行動せねばならないか」という問題に答えてゐる。——これに對して私はかの有名なトマス・ホッブズ (*Thomas Hobbes*) を主な相手に選ぶ」とがられた。彼は自ら法律家として、專制主義と奴隸的服従とに對する最も鋭い意味における、最も效果的な辯護人なのである。

(1)(1) Machiavelli (1469-1527), Il Principe, 1513 (ed-

本書に序文を書いてゐる私は今、哲學的世界において萬一あるかも知れない長所及び短所とともに、我ならびに本書をすいせんすることのほかには、何もいうことがない。しかし私は小さやかな企てについて、世間に對し手短かに發表する最も適當な場所をここに見出している。それは既に長い間私の愛する計畫に屬するけれども、その要求を聞くまでは、始めようとも止めようとも思つていらない。その企てと、うのは、ルソー(Rousseau)の社會契約論(Contract social)に對する註釋書である。」の著書には、他のこの種類のもの以上に註釋書をつくる價値があり、且つそれが不足しているからである。しかしこれは私の計畫に従えば、ただ法的及び政治的考慮において解説するのみならず、必要な場合には、擴大訂正し、又社會契約論(Gesellschaftsvertrag)の理念と、ルソーの他の書もつやホッブズ、モンテスキュー(Montesquieu)、カント(Kant)等々の理念やと、を比較するはやであつた。ついには私はルソーの著書一般と特に社會契約論との精神に關する論文をもつて、全體を始めるであろう。

譯 註

(1) 原著者は本書第三章「*N*の研究に屬してくる豫備概念に對する若干の定義」とおこゝ、Insurrektion 以外、Vorsch-wörung(共謀)・Conspiracy(陰謀)・Revellion(謀反)・Empörung(叛逆)等に對して、それぞれ定義を下してゐる。

(1) ハオイエルベッハは、そのいわゆる「第一編」を、本書『反ホッブズ論』において實現してゐるわけである。

第一章 本書の對象について

譯 註

(1) ハオイエルベッハはルソー、モンテスキュー、カント等を熟讀し、彼らによつて力強く影響をうけた。

第一編は支配者が強制されることの許される、特別の事態を擧げて説明しようとするものである。これに對して材料は完全

者は無制限に命じうる権力をもち、後者は盲従するところ唯一

の功績をもつてゐる。市民の所有權は統治者の所有權である。

つまり國民 (Volk) の權利は君主 (Fürst) の所有物であり、彼

はそれによつて欲望のおもむくところをなしうる。

「なぜなら統治者は、所有主が多くの物の上に君臨するのと何

ら異らないからである。」なるほど國民の福祉 (Wohl) は統治

者の聖なる義務ではあるけれど、この義務は所有物の義務にす

べないのであつて、正義の義務なのではない。¹⁾ だからいかなる

行為についても彼は無答責である。すなわち彼は、いかなる行

為にいふても罰せられないし、いかない欲望をも企てうる。彼

がその國民を侮辱するといふことはありえない²⁾のである。しか

し國民が彼に反抗し、又は服従を拒む場合には、常に彼は侮辱

されたいとになる。かかる契約の侵害、いかに激昂させらるよ

うな正義の侮辱によつても、臣民は無條件な隸屬から解放され

えないと。いかなる原因によつても衛兵が死刑の判決を齎す場合

には常に、私は隸屬せねばならない。人が父・配偶者又は子供

を私の側で殺害する場合には、私はだまつて、目を乾かせ腕を

こまぬいてこれを見つめねばならない。ただ自分の手で自ら又

は父を殺害することのみを、私は正當にも拒みうる。³⁾なぜ

ならこの違反からは何ら國家に對する損害は發生しないし、事

實、統治者は私の代りにその職務を行ひうる死刑執行人をもつ

てゐるからである。⁴⁾

(1) de Cive C. VIII. I.

(2) ibid. C. XIII. 2.

(3) ibid. C. VI. 12.

(4) ibid. Cap. VII. 14.

(5) ibid. C. VI. 13.

體 議

(1) ホーリーは「五八八一—六七九、クロムウェルは「田九
九—一六五八、チャーチル一世 (Charles I) は「KOO
一四九(在位 [K] 田一四九)」

(1) Elementarum Philosophiae Sectio Tertia De Give, Paris
1642. たゞ Philosophical Rudiments concerning Gover-
nment and Society, containing the Naturall and Divine
lawes etc. (1651.) は、右の (ラトン譯) 版に翻して、
アーヴィング自身がイギリス語譯したものである。

ヨリ多くのわれわれの新しい哲學者は、この無制限な権力と、
これに對應せる・そしてかのイギリスの哲學者における・無條
件な服従と、に賛成してゐる。そして彼らは、一方その洞察力
によつて・他方しかしその名前の重みによつても、恐らく絶対
に支持しなかつただらうような拘束力を、かの主張に與えてし
あつた。彼らはなるほど「統治者がその國民に違法を行うはず
は絶対になら」ことの意を強く主張を否定するけれど、「統治
者が臣民の權利を侵害しただぬ、臣民により強制せらる場合に

は、その違法について訴えられることは許されないと主張する。事實彼らは「臣民はその支配者に服従を拒むという権利を絶対にもたない」とも、「支配者が基本的契約を侵害した場合でも、権力をもつてこれに反抗するという権利をもたない」とも、主張している。出版は恣意的権力の越権に對する唯一の堡壘である。その保護の下で臣民は統治者の主權に甘んずる——そして正義ではなく、恩恵を要求するのである。

それではこの人々の主張は、實際に基盤づけられるべきだつたであろうか。臣民の無條件な服従と、無制限な・すべての強制の上に超越せる統治者の権力とは正義によつて實際に示されているであろうか。このことは特に研究され解答されるに、十分の價値がある問題である。それが、本書の對象なのである。しかし、あの主張に關する一つの疑問と、二つ問題の研究とにわれわれをうながしたものは、實際的關心といつよりも、むしろ理論的關心である、ということを各人は容易に理解しうるであろう。さて法は國民の反抗を禁止、又は許容する——われわれは常に統治者に服従し、絶対これに抵抗すべきではない。われわれは誠實の義務をもつ、なすべきかなる行爲をもたない。たとい侵害される場合があるとしても、せこことに展開されてくる。

譯註

(一)以下のダッシュからダッシュまで、すなわち「われわれは常に統治者に服従し……」から「……超越的な義務をもつてゐる」までは、ホーブズ等の所説に關する、フオイエルバッハのじよ述である。

追補 一一一原註(一)に譯註

(111) Leviathan 1651, C. 14 にあ、ホーブズの所有權理論が

同原註(1)に譯註

(四)De Give C.114 にあ、自助(自力救濟)の權利に關するホーブズの思想が見られる。

ある部分では保護されない所有物である。最後にわれわれは侮辱者に與うべき・超越的な義務をもつてゐる。——だからわれわれは、研究の結果が反対の主張であるべきであつた場合、その結果の上に行動の原理を基礎づけるについて、あの主張を疑うことができない。——そこでただわれわれの認識を廣め又訂正するために、疑い且つ研究することが許されるのであり、人間精神の最も美しく最も貴い要求・すなわち眞理ないし學問に對する要求を満足させることも許されるというわけである。